

第4回 とちぎ健康21プラン推進協議会

会議結果の概要

平成25年10月23日

栃木県保健福祉部健康増進課

○第4回とちぎ健康21プラン推進協議会の開催結果

- 1 日 時 平成25年10月23日（水）15:30～16:30
- 2 場 所 栃木県公館 大会議室
- 3 出席者 太田会長、青山委員、井上委員、上原委員、生沼委員、大木委員、大羽委員、小瀬委員、落合委員、小野里委員、加藤委員、金子委員、菊池委員、久保委員、栗田委員、小林委員、館野委員、田村委員、長田委員、松本委員、宮本委員、山口委員、渡辺委員
〔県〕名越保健福祉部長、山中次長、近藤次長、ほか

4 概 要

(1) 部長あいさつ

前回御協議をいただきました「健康長寿とちぎづくり推進条例（素案）」につきましては、パブリックコメントを実施したところでございますが、9月19日終了までに15件の意見をいただいたところでございます。

本日は、パブリックコメントの実施状況について御報告申し上げるとともに、体裁を整えた条例案につきまして、お示しさせていただきます。

委員の皆様には、御意見をいただきますようお願い申し上げます。

(2) 議事

①事務局から資料に基づき健康長寿とちぎづくり推進条例（仮称）案のパブリックコメントに対する意見及び県としての考え方を説明し、意見交換を行った。委員からは、県の考え方及び回答案について了承を得た。

②事務局から資料に基づき健康長寿とちぎづくり推進条例案について説明し、意見交換を行った。委員からは協議会としての条例の最終案として了承を得た。

③事務局から資料に基づき今後の日程について説明し、意見交換を行った。

【健康長寿とちぎづくり推進条例（仮称）案のパブリックコメントの各委員の発言要旨等】

[委員]

受動喫煙の防止等について、違反したら罰則を課するという手法でなく、県民運動を通じて予防していくという県の考え方に賛同する。

[委員]

受動喫煙の防止について、県民運動を通して社会的気運を醸成していくとのことなので、今後、施策の内容を注視していきたい。

【健康長寿とちぎづくり推進条例案についての各委員の発言要旨】

[委員]

第6条では、言葉を定義するのに健康増進法を引用しているが、第14条では引用していない。この違いは何か。

(事務局)

第6条では、引用する法文が長いため、条文条項で示した。第14条では、引用する法文がそれほど長くないため、わかりやすくなるよう文言を引用した。

[委員]

基本的施策のうち、第11条から第14条について「市町村、健康づくり関係者及び事業者と連携し」と書いてあるのに対し、第15条から第17条は書いていない理由はどうしてか。

(事務局)

すべての施策については、市町村、健康づくり関係者及び事業者と連携が基本であるが、第11条から第14条は県民の行動変容を促していく内容であることから、連携を強調している。

[委員]

附則に歯の健康の保持に関する部分を除くとあるが、栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例があるとの理由からか。

(事務局)

栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例でも基本計画を策定しており、それとの重複を避けるためである。

[委員]

県の責務（第4条）が先でその後県民の責務（第3条）があってもいいのではないかと

思うので、条文の順番を入れ替えたほうがよいのではないか。

(事務局)

健康づくりは、県民一人一人のみなさんの行動変容を主眼としており、基本理念においても県民自らの健康づくり、必要な支援及び社会環境の整備という順で条文化していることから、県民の責務を最初にしたところである。

[文責 栃木県保健福祉部健康増進課]